

＜調査研究シリーズ 101＞

## 中華人民共和国外交部档案公開の現段階

— 「規定」の変更・運用厳格化と閲覧制限について —

大澤武司

### はじめに

伝統的に歴史の記録を重んじる中国では、その叙述の基礎となる史料が歴代王朝によって厳格に保存・管理されてきた。幾多の戦乱をこえて継承された史料群は、後を襲った王朝によって取捨選択され、勝者の歴史を描くためにも利用されてきた。確認するまでもなく、中華人民共和国（以下、中国）は中国共産党が一党支配を行い、強い情報統制が敷かれる社会主義国家である。とはいえ、過去の「王朝」の公文書、すなわち档案については、国家級の档案馆（公文書館）で公開され、制約を伴いながらも学术研究の基礎史料として供されてきた。いわゆる先代の「王朝」である中華民国の諸史料についても、中国大陸に残るものは、南京の中国第二歴史档案馆（前身は1951年設立の南京史料整理処）などで集中的に保存・管理され、マイクロフィルム化・電子化されたうえで閲覧に供されている<sup>1)</sup>。

他方、現在の執政党である中国共産党ならびに中国政府の公文書だが、一般的な社会生活空間においてすら言論や情報の統制が厳格になされている現在の中国の状況を鑑みれば、これら史料群へのアクセスが極めて困難であることはいうまでもない。従来、我々「当代中国」<sup>2)</sup> 研究者が利用可能な史料群と言え、いわゆる中国共産党の党機関紙である『人民日報』に掲載された中国指導者たちの言説やその社論などがまず挙げられる。また、国家档案局直属の中央档案馆に所蔵される党指導者たちの档案が、中共中央文献研究室などの手を経て『選集』や『文集』、『文選』、『年譜』あるいは『文稿』などの刊行史料として編纂・出版されたもの、さらにこれらの史料に基づく大部の『伝記』が主たる史料群であった<sup>3)</sup>。

1) 「中国第二歴史档案馆」中華人民共和国国家档案局公式サイト「直属事業単位」より。  
[http://www.saac.gov.cn/xxgk/node\\_486.htm](http://www.saac.gov.cn/xxgk/node_486.htm) (2013年4月12日最終確認)。

2) 中国近現代史の時期区分としては、いわゆる五四運動を画期として、1919年以降現在までを中国現代史と呼称するが、これとは別に1949年10月1日の中華人民共和国成立以降現在までを中国当代史とも呼称する。つまり、当代中国とは中華人民共和国を指す概念といえる。

3) 毛沢東や周恩来、劉少奇、鄧小平、江沢民など中国共産党の歴代指導者をはじめ、近年では朱徳

もっとも、中国にも現政権の档案公開を定めた法規がないわけではない。1987年に制定された「中華人民共和国档案法」(1996年に修正)は、「30年公開ルール」を定めており<sup>4)</sup>、これが厳密に遵守されるならば、新中国が成立した1949年から1983年までの政府公文書が原則、公開されていないことになる。いうまでもなく、この「档案法」は政府機関のみならず、「政党」にも適用されるものであり<sup>5)</sup>、今日の中国において、情報公開の制度的前提は、一応、存在しているといえる。

この「档案法」やその「実施弁法」、さらには「各級国家档案馆開放档案弁法」に基づき档案公開を積極的に進めてきたのが本稿で扱う中国外交部である。江沢民時代後半となる1999年、当時の唐家璇外交部長の下で「保管期限満了の30年が経過した档案に対する機密解除」が進められ<sup>6)</sup>、2004年1月、中国外交部は1949年から1955年までの外交部档案(外交文書)の公開に踏み切った。

外交部が档案公開を決断した理由は定かではないが、その背景には1990年代以降、急激に進んだ史料保存・管理・公開の国際的潮流があったと思われる。日本や韓国、さらには中華民国(台湾)などが、情報公開促進の文脈において欧米水準の公文書公開を目指す動きを加速させたことは、中国外交部にも多少なりとも影響を与えたのではないかと考えられる。

だが、2013年6月現在、われわれ研究者は中国外交部档案のほとんどを閲覧することができない。いや、筆者自身、2005年以来、幾度となく同档案馆開放档案借閱処を訪れ、同館所蔵の対日関連档案の調査・収集を精力的に進めてきたが、現時点では档案を調査・収集するどころか、閲覧に利用するコンピューター端末の前に座ることすらも許可されない状況に陥っている。むろん、このような事態は、中国がまさに中国共産党の一党支配下にあることを改めて痛感させるものであり、政治的状況の変転が情報の公開という政治的民主化のバロメーターにいまだ著しい影響を及ぼすことを端的に示しているといえる。

本稿は、熊本学園大学海外事情研究所の海外調査研究助成の成果だが、その内容は申請当初の研究テーマである「建国初期中国外交と日中海洋権益問題 中国外交部档案における日中民間漁業協定交渉を中心に」とは大きく異なるものとなった。本来

や陳雲、李先念、陳毅、彭真、さらには外交分野で活躍した張聞天や王稼祥、あるいは人民解放軍の著名将軍など、数多くの文献史料や伝記の刊行が進んでいる。

- 4) 「中華人民共和国档案法」中華人民共和国国家档案局公式サイト「政策法規」より。  
[http://www.saac.gov.cn/xxgk/2010-02/08/content\\_1704.htm](http://www.saac.gov.cn/xxgk/2010-02/08/content_1704.htm) (2013年4月12日最終確認)。
- 5) 「中華人民共和国档案法」第3条は、「すべての国家機関、武装勢力、政党、社会团体、企業事業単位並びに公民はいずれも档案を保護する義務を負う」と定めている。
- 6) 「外交档案正式对外開放」(2004年1月18日)中国外交部档案馆公式サイト「最新消息」より。なお、本稿で参照した中国外交部档案馆公式サイト掲載の諸情報は2013年5月の同サイトのリニューアルに伴いすべて削除された。  
<http://dag.fmprc.gov.cn/chn/tpxw/t305821.htm> (2013年4月12日最終確認、現在は削除)。

ならば、中国外交部所蔵の関連檔案の調査を通じて、国交なき時代の日中民間漁業協定締結交渉の展開過程を再構成し、その歴史的意義と問題を論ずるはずであったが<sup>7)</sup>、2013年1月以降、本稿で論ずるごとく、外交部檔案の公開状況が激変した結果、檔案公開の現段階を論ずる形とせざるをえなくなった。

本稿を単なる檔案館概要の紹介や北京調査旅行記の域にとどめないためにも、長年にわたる筆者による同館調査の経緯を踏まえつつ、外交部檔案館における閲覧・複写制度の変遷の実際、所蔵檔案の概要（特に対日関係檔案）やこれら檔案に基づく研究の進展状況、さらには外交部檔案閲覧制限に至る若干の経緯などを整理することで、檔案公開の現段階と現代中国外交史研究の展望について論じることとする。

## I 檔案館閲覧・複写制度変遷の実際

2013年6月現在、中国外交部檔案館では1949年の新中国建国から文化大革命発動直前の1965年までの開放檔案約80,000件余りが公開されている。開館当初、「中国外交部檔案館開放檔案借閱処」は北京市朝陽門の外交部南配楼（朝陽門南大街甲4号）7階にあったが、2010年8月16日に新たに隣接して建設された新館「南楼」（朝陽門南大街2号）6階に移転し、同年9月1日より閲覧が再開されている<sup>8)</sup>。

中国外交部檔案館の概要は、これまでも日本国内で紹介されてきた。最初期に同館を訪れた川島真東京大学准教授（訪問時は北海道大学准教授）が自身のホームページに訪問記を掲載しているほか<sup>9)</sup>、筆者も2007年以降の調査活動については、詳細にホームページ上で情報を発信してきた。また、2007年12月に発表された杉浦康之・吉田豊子両氏による「中国外交部檔案館開放檔案の紹介」は、2007年当時の詳細な閲覧ガイドであった<sup>10)</sup>。

前述の通り、中国外交部檔案館は「中華人民共和國檔案法」ならびに「同実施弁法」、「各級国家檔案館開放檔案弁法」を基本法としており、これらを踏まえて制定された「外交部檔案館開放檔案暫行弁法」に基づき運営されている<sup>11)</sup>。「暫行弁法」は全14

7) なお、2013年2月時点において、端末で検索可能な日中民間漁業協定締結交渉の関連檔案はわずか2件のみといわれる。ちなみに筆者が整備済みの公開済み対日関係檔案目録によれば、かつては約20件の関連檔案が公開されていたことが確認できる。

8) 「遷址通告」（2010年8月16日）中国外交部檔案館公式サイト「利用指南」より。

<http://dag.fmprc.gov.cn/chn/dajmkf/lyzn/t807635.htm>（2013年4月12日最終確認、現在は削除）。

9) 川島真「中華人民共和國外交部檔案館について」（2005年9月）川島真研究室ホームページ「檔案館情報」より。

<http://www.kawashimashin.com/06/6index.html>（2013年4月12日最終確認、現在は削除）。

10) 『近現代東北アジア研究史研究会 NEWSLETTER』第19号、2007年12月、28-33頁。

11) 「外交部檔案館開放檔案暫行弁法」中国外交部檔案館公式サイト「利用指南」より。

<http://dag.fmprc.gov.cn/chn/dajmkf/lyzn/t305799.htm>（2013年3月15日最終確認、現在は削除）。

条で構成される簡素なものであるが、外交部檔案の閲覧は基本的に本弁法の運用の厳格性いかにかかっており、2004年の檔案館開設以降も檔案の閲覧や複写など、研究活動の実際は運用の厳格性に大きく左右されてきた。

檔案の閲覧や複写に直接関係する条文をいくつか紹介しておきたい。まず閲覧申請手続きだが、第6条と第7条がこれを定めている。このうち第7条は、われわれ外国人研究者の檔案閲覧の可否に直結するものであり、後述するような現在の「閲覧制限」という状況を規定する重要なものである。

第7条 外国の組織ならびに個人で、我が国の各級政府およびその工作部門と締結している関連する文化協定に基づき檔案を利用しようとする者は、協定を締結している我が国の関係部門の紹介を通じて、外交部檔案館に申請を提出することができる。その他の経路で檔案を利用するものは、自国の政府機関あるいは中国駐在大使館、領事館を通じて外交部檔案館に書面を提出して申請し、その身分ならびに檔案利用の目的と範囲、およびその他の関連する状況を説明しなければならない。有効な身分証明書を持参のうえ来館し、同意を得た後、檔案を利用・閲覧することができる。その他の関連する利用手続きについては『外国組織和個人利用我国檔案試行弁法』に基づき処理する。

なお、調査活動の利便性を大きく左右する檔案の複写については、第9条がその手続きを定めている。

第9条 本館の開放檔案のうちすでに公開・発表されている部分についてはその複写を許可する。利用者が複写を必要とする場合、求めに応じて申請を提出し、本館の許可を経た後、本館の責任で処理する。檔案の複写は規定に従いその費用を徴収する。本館の複写檔案は本館の法定代表人の署名あるいは印章標記が付され、檔案原本と同等の効力を持つものである。

これらの「暫行弁法」を踏まえつつ、檔案館開設以降の閲覧申請方法ならびに複写申請制度をめぐる「規定」運用の変遷の実際を総括するならば、それはまさに「規定」運用の厳格化のあゆみにほかならなかったといえる。

2004年1月、「為公衆服務」を体現すべく、外交部南配楼7階に「開放檔案借閱処」が開設された<sup>12)</sup>。最初に公開された檔案は1949年から1955年までに作成されたも

12) 前掲「外交檔案正式對外開放」(2004年1月18日)。なお、この記事には「開放檔案の利用方法は予約申請方式である。利用者は20日営業日以前に外交部檔案館に申請を提出し、確認通知の

ので、その数は4,000件余りであった。これに次いで同年7月19日、さらに同時期の档案5,000件が公開され<sup>13)</sup>、さらに翌2005年1月10日、同時期の档案5,706件が追加公開された。この結果、開館1年余りで15,003件の档案が公開されるに至った<sup>14)</sup>。

その後、2006年5月に1955年から1960年までの档案25,651件が<sup>15)</sup>、さらに2008年11月に1960年から1965年までの档案41,097件が公開され<sup>16)</sup>、公開档案総数80,000件に達している。だが、この時まで開館以来、約2年ペースで新規公開が行われてきたにもかかわらず、これに続くべき1965年から1970年までの档案の公開は最終の新規公開から5年が経過した現在も行われてない。

では、以下で簡単に閲覧申請手続きや複写に関する制度運用変遷の実際、さらには閲覧設備の整備・拡充の展開について紹介しておきたい。

まず閲覧申請手続きだが、閲覧をめくり大幅な制約を受けた経験は過去にもあった。筆者が最初に開放档案借閱処を訪れたのは、2005年の暮れであった。2005年当時、「暫行弁法」の旧規定第9条（前掲の「暫行弁法」は2012年8月に改訂された新規定と推測される）では、現行規定と同様に「文化交流協定を締結している中国側の関係部門の紹介」か「自国の政府機関か中国駐在大使館を経由した書面申請」が求められていた<sup>17)</sup>。だが、日本人研究者にとって、前者は中国側との強力なコネクションが必要であり、手続き的にも煩雑といえ、また後者は北京の日本大使館を動かす必要があり、日本政府の政治判断が必要とされるものであった。

当時、大学院生であった筆者にとってはいずれの準備も不可能に近く、東京の中国大使館に相談するも、「本国から何ら通達を受けていない」との返事であった。そのため、仕方なく、この時は事前に档案館側との間で閲覧1か月以上も前から何度も

---

受領後、来館・利用ができる」とある。現在、档案館の公式サイトに掲載される『暫行弁法』はおそらく2012年8月に改訂されたもので、この予約申請方式は廃止されている。

<http://dag.fmprc.gov.cn/chn/tpxw/t305821.htm> (2013年3月15日最終確認、現在は削除)。

- 13) 「又有5000多卷外交档案向公众开放」(2004年7月16日)中国外交部档案馆公式サイト「最新消息」より。

<http://dag.fmprc.gov.cn/chn/tpxw/t305826.htm> (2013年4月12日最終確認、現在は削除)。

- 14) 「5700多件开放档案准备就绪即将对外提供」(2005年1月6日)中国外交部档案馆公式サイト「最新消息」より。

<http://dag.fmprc.gov.cn/chn/tpxw/t305830.htm> (2013年4月12日最終確認、現在は削除)。

- 15) 「外交部1956-1960年解密档案对外开放」(2006年5月9日)中国外交部档案馆公式サイト「最新消息」より。

<http://dag.fmprc.gov.cn/chn/tpxw/t305855.htm> (2013年4月12日最終確認、現在は削除)。

- 16) 「外交部1961-1965年解密档案对外开放」(2008年11月12日)中国外交部档案馆公式サイト「最新消息」より。

<http://dag.fmprc.gov.cn/chn/tpxw/t521970.htm> (2013年4月12日最終確認、現在は削除)。

- 17) 旧規定は現在、中国外交部档案馆公式サイトには掲載されていないが、新华社通信の公式サイトである「新华网」では、2004年1月時点に公布されていた「外交部档案馆开放档案暂行弁法」(全15条)の条文を確認することができる。

<http://news.sina.com.cn/c/2004-01-19/00231618096s.shtml> (2013年4月12日最終確認)。

メールやファックスでやりとりを行い、最終的に指導教官の「紹介状」と自分が所属する大学の図書館の「紹介状」を持参する条件で閲覧許可を取りつけ、調査にこぎつけることができた。この経験を踏まえれば、少なくとも開館から2005年末までは、閲覧申請手続きに関する「規定」は、それほど厳格に運用されていなかったといえよう。

だが、翌2006年の春以降、「暫行弁法」運用が厳格化され、「規定」が定める「紹介状」を持たない日本人研究者の閲覧が拒絶されているという情報はいるようになった。2006年5月、新たに1955年から1960年までの档案が新規公開されたが、ほぼこれと時を同じくして規定運用が厳格化されたことになる。

このような状況のなか、档案閲覧の安定的実現を目指すべく動いてくれたのが北京の日本大使館であった。当時、専門調査員として同館に駐在していた亀山伸正氏が、外交部档案館と直接の交渉を行い、大学院生の閲覧については「所属大学の図書館長発行の署名・公印入り紹介状(レターヘッドつき)」を持参すれば閲覧が許可できるよう中国側の譲歩を引き出してくれたのである。この結果、「日本側」機関の「紹介状」で閲覧が可能となり、これ以降、「紹介状」問題が顕在化することはなく、安定的な閲覧環境が実現することとなった(これ以降、筆者は档案館スタッフと「顔馴染」となり、2013年3月まで再び「紹介状」の提示を求められることはなかった)。

だが、2012年8月以降、再び「暫行弁法」所定の正式な「紹介状」が厳格に求められることになった。詳細は本稿Ⅲで述べるが、今回の厳格化は「暫行弁法」の改定を伴うものであり、外国人の閲覧を定めた旧規定第9条の条件がより厳格化され、新規定第7条は単に「自国の政府機関か中国駐在大使館を経由した書面申請」を求めるのみならず、さらに「その身分と档案利用の目的ならびにその他の状況を説明し、(外交部档案館の)同意を得たのちに档案の閲覧・利用ができる」との文言が加わり、閲覧の可否を外交部档案館が厳格に統制する状況となっていたのである。つまり、後述するように、2013年12月に『尖閣』文言記載の外交文書の存在が明らかにされ、日中間の政治問題化する以前から、外交部档案の閲覧は難しい状況に陥っていたといえるのである。

次に档案の複写制度である。これもやはり厳格化、すなわち複写制限が強化される方向に進んできた。外交部档案館では開館当初よりPDF化された档案現物の電子複写が認められてきた。当時の档案館スタッフの口頭説明によれば、複写制限の対象とされている档案は、(1)最高指導者(毛沢東ならびに劉少奇、周恩来)の会談記録、(2)最高指導者の手跡(自筆批准)がある文書とのことであった。当時、複写費用は1枚あたり10元と極めて高価であったが、ほぼ大部分の档案は複写可能であった。

だが、2007年春以降、この複写制限対象に、(3)外交部及びその関係部門以外が作成した文書、が新たに追加された。档案館スタッフによれば、他の政府機関が外交

部宛に作成・発出した公文書が、当該文書作成機関の許可を得ずに外交部檔案館で公開されていることに対してクレームがあったとのことであった<sup>18)</sup>。この結果、政府の各省庁間でやりとりされた公文書の電子複写が大幅に制約されることとなり、いわゆる「筆写」を余儀なくされることとなった。

また、2008年11月に1960年以降1965年迄の檔案が新規公開され、各国の中ソ關係研究者（すなわち冷戦史研究者）が檔案の閲覧を本格的に開始し、閲覧者数が激増すると、電子複写申請も増加し、これが事務負担増につながったためか、檔案館側はさらに複写制限対象を追加し、これを窓口に掲示するようになった。なお、その背景には複写費用が1枚一律5元に引き下げられたこともあったのではないかと推測される。

この結果、(1)毛沢東、劉少奇、周恩来、鄧小平、朱徳の手跡ならびに会談記録、(2)絶密文件、(3)外交部以外の機関が作成した文書、が複写禁止となった。(1)は対象となる指導者が追加され、(2)はいわゆる電報類などの「極秘文書」が該当し、(3)はそれまで認められていた中国人民對外文化協會（後の對外文化友好協會、對外友好協會）や中国人民外交学会などの外交部關係組織の文書までも複写制限がかけられた。

そして、複写制限の決定打が、2010年1月に掲示された「外交部開放檔案複製規定」であった。本規定は、(1)談話記録類、(2)電報類、(3)外交部による中央・國務院に対する請示文書、在外使館からの總括報告、(4)毛沢東、劉少奇、周恩来、朱徳、鄧小平の手跡がある文書、(5)外交部以外が作成した文書、の電子複写を禁止するに至った。この結果、筆者が複写を希望する対日關係檔案のほぼ9割以上が「印不了（複写申請却下）」となり、ほぼすべての文書を「筆写」しなければならない事態となったのである。

最後に檔案閲覧設備だが、冒頭に述べたように、開放檔案借閱処は2010年夏に現在の場所に移転している。従来の借閱処は手狭で、閲覧室には目録検索用端末が2台、檔案閲覧用端末が9台の計11台という体制であった。また、当時は閲覧方法も現在とは異なり、まず目録検索用端末経由で閲覧希望檔案を申請し、檔案館スタッフが端末上で閲覧を「批准」すると、申請した檔案のみが閲覧用端末で閲覧できるというシステムであった。開館当初は閲覧申請の際にも1件につき2元が徴収され、閲覧申請檔案数も1回につき10件までと制限されていた。

2008年にはシステムが更新され、この「二段階」閲覧方式は廃止となり、事前の閲覧希望申請を経ずして閲覧用端末から直接、無料ですべての檔案が閲覧できるようになり、利便性は極めて向上した。だが、前述のように2008年11月に1960年代前

---

18) 筆者による聞き取り調査（2007年8月20日）。

半の档案が公開され、閲覧者が増加すると、計 11 台の端末では対応しきれなくなり、開館時間が 8 時半であるにもかかわらず、開館 30 分以上も前から順番待ちをしなければ閲覧用端末の席を確保できないというような状況となってしまった。

もっとも、2010 年夏、開放档案借閱処が現在の「南楼」に移転し、閲覧用端末が 32 台へと大幅に拡充されると、上記のような混雑は速やかに解消された。もっとも、これと並行して複写制限の強化が進み、ほぼすべての档案が「筆写」することを求められるようになると、档案調査に「新規参入」する研究者も激減し、開放档案借閱処は、ほぼ閉店休業の様相を呈するに至っていた。

このように、「為公衆服務」を掲げ、世界水準の「30 年公開ルール」に基づく外交文書公開を目指した中国外交部の挑戦ではあったが、その内実は竜頭蛇尾ともいえる状況となっているのである。

## II 所蔵対日関係档案の史料的価値と実証研究の新展開

では、中国外交部档案館では具体的にいかなる档案が公開されているのだろうか。本稿では約 80,000 件に及ぶ公開档案のなかでも特に対日関係档案について、その公開概要やこれら档案を読むうえで留意すべき点、さらにはこれらの档案に依拠して新たに発表された研究成果を紹介しておきたい。

戦後初期の日中関係史を研究する基礎となる外交部档案館所蔵の対日関係档案は、国別検索で「日本」を検索した場合、2005 年 12 月の調査時点で約 700 件弱、2007 年 8 月で 1,078 件、2009 年 8 月で 1,742 件が検索結果として閲覧端末上に現れていた。档案の新規公開の時期と突き合せば、単純計算では 1950 年から 1955 年までの档案がおおよそ 700 件、1955 年から 1960 年までがおおよそ 400 件、1960 年から 1965 年までが 650 件ほど公開されていることになる。

この時期の中国外交部档案を利用する場合、やはり当時の中国の対日政策機構の基本構造を頭に入れたうえで史料批判を行うことが求められる。新中国成立から 1972 年までは日中間に国交が不在であったため、本来、国家間外交を管轄する外交部は対日外交を主管せず、これをつかさどる対日政策機構は極めて特殊な構造を有していた<sup>19)</sup>。

時系列で見れば、建国から日華講和条約締結までは中国も日本との国交樹立を想定し、外交部が主軸となり対日外交を展開していた。この時期、対日関係の声明などは大部分が外交部長周恩来の名義で公表され、また、朝鮮戦争勃発直前に対日講和条約

---

19) 中国の対日政策機構を扱った最近の論稿に、拙稿「文革期中国の対日政策機構を読む 『王泰平日記』の史料的価値」(『東方』第 388 号、2013 年) 24-28 頁。



草案を検討した「対日和約検討会議」（1950年5月）は<sup>20)</sup>、外交部の章漢夫副部長や周鯤生顧問<sup>21)</sup>らが主宰していた。

だが、「吉田書簡」発出を経て、日本が中華民国との間に日華講和条約を締結し、近い将来における日中国交正常化の可能性が遠のくと、中国は当面の間は民間交流を経由して、経済や文化などの分野で日中両国の実質的な関係構築を追求することを目指した。後に「以民促官」と呼ばれる中国の対日基本戦略は、民間交流の「積み上げ」を通じて終局的には日中国交正常化を目指すものであったが、これら民間交流はあくまで「民間」経由で展開することが建前であったため、政府機関である外交部が主管することはなかったのである。

このような日中間に国交なき時代、中国の対日外交を統括したのが廖承志であった。国民党左派の元老であった廖仲愷を父にもち、東京生まれの東京育ち、江戸弁を流暢に操り、豊富な革命経験を持つ廖承志は、1952年6月以降、国務院総理と外交部長を兼務する周恩来の下で対日関係実務を統括することになった。

詳述は避けるが、1953年4月から1958年3月に至る時期、すなわち1950年代半ばの「積み上げ」時期においては、廖承志が「中共中央国際活動指導委員会」（主任委員は王稼祥中共中央対外聯絡部部長）という国交なき国家との「民間交流」を総覧する組織の第一副主任を務め、ここを拠点として日中民間貿易協定締結交渉や中国残留日本人の帰国支援、さらには日本人戦犯釈放業務など、両国の民間団体経由で処理された諸懸案の解決に取り組んだのである。

また、1958年3月、この中共中央国際活動委員会が廃止され、これに代わり国務院に同様の機能を持つ外事辦公室が設置されると、そのなかには「日本組」と呼ばれる対日関係実務の統括機関が置かれた<sup>22)</sup>。この結果、中国の対日外交はこれを中核として、関係諸機関と連携をとりつつ、体系的に展開されることになった。

もとより国務院は周恩来総理が主管する行政機構であるが、そのなかの外事辦公室は中共中央の方針を直接に政府の外事活動全般に反映させるための総覧的機構のような位置づけを持つものであったと考えられる。1958年春以降、外交部長と外事辦公室主任のポストには陳毅副総理が就いたが、実務を担当する外事辦公室副主任委員に

---

20) 中国外交部档案馆では「我外交部対日和約問題進行的討論會議録」（1950年5月12日-19日）档号 105-00089-02 ~ 105-00089-06 が公開されていた。

21) 周鯤生（1889-1971）は日本留学時に中国同盟会に加盟、以来、北京大学や東南大学、武漢大学などの政治系・法律系教授を歴任した国際法学者である。民国初期には反袁世凱運動に参画、また南昌起義にも参加し、一時は江西省政府主席も務めたが、起義挫折後は日本への亡命を余儀なくされた。なお、1920年代末以降、国民政府行政院参議や教務長なども務めた。新中国成立後は引き続き武漢大学学長や中南軍政委員会委員・文教委員会副主任などの職にあったが、1950年以降は教育界を離れ、中国外交部の顧問に就任していた。

22) 徐則浩編著『王稼祥年譜 1906-1974』（中央文献出版社、2001年）454頁ならびに張培森主編『張聞天年譜』下巻（中央党史出版社、2010年）1084頁。

は廖承志が就き、日本でもよく知られる王曉雲や孫平化、蕭向前、趙安博などの「知日派」が廖承志の下に集い、対日関係実務を動かしたのである。

中国外交部に残される対日関係檔案に依拠して研究を行う場合、このような組織構造を前提として史料批判を行い、その史料的価値を見極めつつ利用することが不可欠となる。つまり、この時期の外交部は、廖承志が実質的な権限を握る「中共中央国際活動委員会」、あるいは「國務院外事辦公室日本組」を中核とする対日政策機構（これを「大日本組」と呼ぶ場合がある）を構成する政府機構のひとつにすぎず、いわゆる「周恩来 - 廖承志」ラインで執行されていた対日外交をその専門の「外交的知見」をもって輔佐する関係機関にすぎなかったのである。

このような理由から、外交部に残される檔案は、必然的に限界を持つこととなる。つまり、具体的な対日政策に関する起案文書がなく、他の関係機関が作成した起案文書や報告文書が「主送・抄送」され、蓄積されている形になっているのである。もちろん、外交部亞洲司日本処にも事務官は置かれていたが、その数は少なく、彼らも国際活動委員会や外事辦公室が主催する対日政策検討会議には参加したが、その真の中心ではなかったのである。

このような限界を包含しつつも中国外交部檔案は研究の進展に数々の貢献をしている。論稿の羅列になるが、簡単に紹介しておきたい。まず挙げるべきは、日中民間貿易関係研究への貢献である。例えば、杉浦康之「中国の『日本中立化』政策と対日情勢認識 第四次日中民間貿易協定交渉過程と長崎国旗事件を中心に」（『アジア研究』第54巻第4号、2008年）は、第4次日中民間貿易協定締結交渉から長崎国旗事件（1958年5月2日）を契機とする日中関係断絶までの過程を外交部檔案や『参考消息』に依拠しつつ再構成した研究であり、中国政府が日中関係断絶を決断するに至った内実を明らかにしている<sup>23)</sup>。

また、拙稿「戦後初期日中関係における『断絶』の再検討（1958-1962）」（添谷芳秀編著『現代中国外交の60年 変化と持続』慶應義塾大学出版会、2011年）は、1960年代初頭、配慮貿易・友好貿易からLT貿易へと、中国が対日貿易拡大に向け政策転換を図った背景にある「内在的論理」を明らかにしている。なお、日本外交史研究の立場からではあるが、木村隆和「LT貿易の軌跡 官製日中『民間』貿易協定が目指したもの」（『ヒストリア』第216号、2009年）は、池田内閣がLT貿易を「官

---

23) なお、杉浦康之「中国の『日本中立化』政策と対日情勢認識 岸信介内閣の成立から『岸批判』展開まで」（『法学政治学論究』第70号、2006年）や社会党訪中をめぐる中国の対野党外交の内実を明らかにした杉浦「中国の『日本中立化』政策と対日情勢認識 日本社会党の訪中と日本国内の反米・反岸闘争の相互連鎖（1958年6月～1959年6月）」（『近きに在りて』第56号、2009年）なども外交部檔案などに依拠した研究成果である。また、杉浦「中国の対外政策におけるシンクタンクの実像」（添谷芳秀編著『現代中国外交の60年 - 変化と持続』）は建国初期中国の外交関係機構研究として出色の成果となっている。

製」民間貿易として実現しようとした際の中国側の対応過程を档案に依拠しつつ明らかにした<sup>24)</sup>。

また、外交部档案は戦後処理研究の進展にも寄与している。手前味噌で恐縮だが、中国残留日本人の祖国帰還に関する日中間交渉過程などについては、拙稿「『ヒト』の移動と国家の倫理 後期集団引揚の本質と限界」（劉傑・川島真編『1945年の歴史認識 <終戦>をめぐる日中対話の試み』東京大学出版会、2009年）などが、中国共産党が掲げる革命的人道主義の背後にある対日冷戦外交戦略の実態を明らかにしている。

また、中国政府による日本人戦犯処理についても、拙稿「幻の日本人「戦犯」釈放計画と周恩来 中華人民共和国外交部档案をてがかりに」（『中国研究月報』第712号、2007年）や「『人民の義憤』を超えて 中華人民共和国の対日戦犯政策」（『軍事史学』第44巻第3号、2008年）などが、最高人民検察院党組が作成した膨大な档案に依拠しつつ、その内実を紹介しており、また中国残留日本人孤児の残留継続の要因についても、拙稿「戦後処理と歴史認識 中国外交部档案にみる残留孤児問題」（『近きに在り手』第56号、2009年）が関連档案を紹介している。

ちなみに、前掲の廖承志を中心とする中国の対日政策機関に関する実証研究も着々と進展している。2011年4月、かねてより個別に外交部档案調査を進めてきた若手研究者が集い、「廖承志研究会」（代表・王雪萍東京大学准教授）を設立し、「中共中央国際活動指導委員会時期」、「國務院外事辦公室日本組時期」、そして「文革期」のそれぞれについて、個別の事例を設定しながら、外交部档案を網羅的に利用した実証研究を進めてきた。

その研究成果は2013年9月に王雪萍編『戦後日中関係の廖承志 中国の知日派と対日政策』（慶應義塾大学出版会、2013年）として刊行予定だが、そのなかでは、特に1950年代、60年代の日中間貿易の発展過程における廖承志の変遷や1960年半ばに東京に設置された廖承志弁事処東京事務所を通じた中国側による対日情報収集の実態など、外交部档案を網羅的に利用することで可能となった新たな実証研究が盛り込まれることになっている。

いずれにせよ、中国外交部档案館所蔵の対日関係档案については、さまざまな限界も存在するが、2004年の公開当初、日本国内の中国研究者の間で言われたような「まったく利用価値がない」ものではないことが理解できるだろう。

---

24) なお、長崎国旗事件以降の日中関係「断絶」期における岸政府の対中接触工作を扱った論稿として、木村隆和「岸内閣の『中国敵視政策』の実像」（『日本歴史』第741号、2010年）がある。

### Ⅲ 尖閣問題と档案閲覧制限

このように実証研究の進展に貢献する中国外交部档案だが、残念ながら本稿冒頭でも触れたように、2013年6月現在、その閲覧は大幅に制限されている。だが、「暫行弁法」に規定される閲覧申請手続きを再確認すれば、それは本来の「規定」が厳格に運用されるようになったということにすぎないともいえる。とはいえ、2005年以来、紆余曲折がありながらも、閲覧自体は常に可能であったことを考えた時、現在の状況はあまりにも尋常ではない。

では、その原因は何か。直接的な契機は後述するように、2012年9月の日本政府による尖閣国有化に端を発する日中関係の悪化を背景としつつ、同年末に発生した中国外交部档案をめぐる日中間の政治衝突であると考えられる。だが、これに先立って、閲覧申請手続きという面に関して言えば、すでに「規定」の運用厳格化の動きはあった。

明確に閲覧制限の圧力がかかり始めたという最初の情報が入ったのは、2012年8月下旬のことであった<sup>25)</sup>。同館を訪れた知人の日本人研究者が档案閲覧に際して、共同研究を実施している中国の学術研究機関、すなわち「単位」(組織)の「紹介状(身元証明書)」を求められたという。その際、档案馆スタッフは「先週、新たな規定ができた」と説明したという<sup>26)</sup>。

その日本人研究者はすでに同館を複数回訪れており、それまで「紹介状」の提示を求められたことはなかったという。しかたなく、共同研究の実績がある現地の中国人研究者に連絡をとり、個人の署名が入った「紹介状」を急きょ作成してもらい、改めて閲覧申請を行ったという。だが、档案馆側は個人署名の「紹介状」はあくまで「推薦状」にすぎないと指摘され、中国の学術研究機関のレターヘッド付きの正式な便箋で作成された「紹介状」が必要だと、再び閲覧を拒絶されたという。

そのため、改めてレターヘッド付きの便箋に単位の印鑑を捺印してもらい、さらにこれに中国人研究者の署名をいれた「推薦状」を持参することでようやく閲覧にこぎつけたということであった。ただ、その際にも「これは単位の正式な『紹介状』ではない」と指摘され、次回、閲覧する場合は単位の「紹介状」を持参するよう釘をさされたという。それでもまだ2012年8月の「規定」変更直後には閲覧はできたのである<sup>27)</sup>。

こうした状況があるなか、2012年9月11日の日本政府による尖閣国有化は、日中

25) なお、個人情報保護の観点から、本稿では情報提供者の名は伏せる。

26) この情報に基づき筆者は「暫行弁法」の改定時期を2012年8月と推測した。

27) なお、2012年8月上旬に同館を訪れた日本人研究者によれば、档案馆のスタッフが過去に档案馆を訪れた日本人研究者のリスト整理を行っているのに遭遇したとの情報もある。

関係を急転直下、悪化させた。本来ならば、2012年は日中国交正常化40周年であり、両国の戦略的互惠関係発展の確固たる基盤を築くべき年として期待された。だが、中国共産党第18回党大会を控え、胡錦濤体制から習近平体制への権力継承期にあり、日本ファクターをもひとつの焦点としながら権力闘争が最終局面を迎えていたと考えられるこの時期、日本政府がとった行動は中国政府ならびに中国国民の強い反感を招いた。中国全土で未曾有ともいえる激しい反日デモが繰り広げられ、中国官民の「日本」に対するイメージはさらに大きく悪化した。

そして「一八大」を終え、習近平体制発足直後の2012年12月下旬に発生したのが、中国外交部档案をめぐる日中の政治衝突であった。この発端はある通信社の記事である。2012年12月27日、北京発の時事通信社電は「中国外交文書に『尖閣諸島』=日本名明記、『琉球の一部』と認識 初めて発見」と伝えた<sup>28)</sup>。

該当する外交部档案は1950年5月に作成された「対日和約中關於領土部份問題と主張提綱草案」という10頁の文書であり、1950年5月中旬に外交部主催で開催された「対日和約検討会」の際に議論のたたき台とされたものである<sup>29)</sup>。当該档案には「東經123°-124°北緯25°30分-26°間之尖閣諸島及東經124°-125°北緯25°30分-26°間之赤尾嶼亦離台灣甚近是否應劃入台灣亦須研究」、すなわち「尖閣諸島を台湾の一部に組み込むべきか検討すべきだ」との文言があり、本文中に「尖閣島嶼」という表現があることから、1950年代当時の中国外交部による「尖閣」認識が問われるに至ったのである。

「中国外交文書に『尖閣』の字句あり」とする日本での報道に対して、当然、中国政府は即座に反応を見せた。在日中国大使館は「署名のない参考資料を使って、誤った立場を補強しようとする企てだ」と反論し、档案自体の存在を認めつつも「署名のない参考資料だ」と見解を明らかにした。そのうえで「日本が釣魚島を合法的に領有したことがないのは、カイロ宣言をはじめとする国際法資料や日本の外交文書で明らか」と指摘し、尖閣諸島を「古来、中国の固有の領土」とする従来の主張を繰り返したのである<sup>30)</sup>。

当然、戦後処理を中心とする日中関係史研究を進めてきた筆者も当該档案の複写を所有している。確かに現物を確認すると、「琉球劃界問題」、つまりどこまでを「琉球」

28) 「中国外交文書に『尖閣諸島』=日本名明記、『琉球の一部』と認識 初めて発見」(2012年12月27日14時37分配信)時事ドットコム公式サイトより。

<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201212/2012122700471&g=pol> (2013年3月15日最終確認)。

29) 中国外交部開放档案「対日和約中關於領土部份問題と主張提綱草案」(1950年5月)档号105-00090-05。

30) 『朝日新聞』(2013年1月1日)。なお、「駐日大使館報道官、記者の質問に答える」(2012年12月30日)駐日中国大使館公式サイト「大使館ニュース」も参照。

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/sgxw/t1001799.htm> (2013年4月12日最終確認)。

の一部とするかという項目の部分に当該記述があり、そのまま読めば、当時、この文書を作成した人物(対日和約検討会で本文書を朗読したのは李曙森<sup>31)</sup>)が、「琉球の一部」という基本認識を持ち、その扱いを議論する必要があると主張したとも読める。

いずれにせよ、一般に日本国内で語られる「尖閣」をめぐる議論では、1960年代末に海底資源が存在する可能性が指摘されて以来、中国側(中華人民共和国ならびに中華民国)がその領有を主張するに至ったといわれる。確かに本文書の位置づけは難しいが、少なくとも中国側が「尖閣」という存在を1950年代初頭に認識し、戦後処理の一環において、これをいかに扱うべきか「意識」を有していたことは確かであり、やはり本問題は、両国の外交文書の丹念な実証研究を経て検証が必要な問題であるといえよう。

このような政治衝突の発生後、中国外交部は春節を前に急遽、対応を採るに至った。2013年1月30日、中国外交部の洪磊副報道局長は記者会見で「技術的原因のためシステムのアップグレード改造の過程にある」と説明を行い、閲覧の一部制限を発表した。また、閲覧端末で「国別検索」を行うと、「日本」に関して閲覧可能な外交档案はわずか「27件」にとどまるとの情報も伝えられた<sup>32)</sup>。実際、2013年春節明けに再び档案馆は開館したが、依然として閲覧可能な档案数は大幅に減少したままであるという。

このような情報が伝わるなか、筆者は2013年3月8日から14日にかけて、開放档案借閱処を訪れた。2012年夏以降、各方面より閲覧規制の情報が入っていたため、中国の某大学日本語学部の「公印」が捺印された「紹介状」を持参し、档案調査に臨んだ。これは現行「規定」に基づき準備した公的な「紹介状」であるはずだったが、残念なことに「門前払い」となった。筆者の2005年以來の顔馴染であり、档案馆スタッフの責任者を務める借閱処の某主任は、「紹介状は学部レベルのものではなく、大学レベル、すなわち学長が出した『紹介状』でなければならない」と閲覧不可の理由を説明した<sup>33)</sup>。

日本人研究者が中国側の共同研究機関から「紹介状」を得る場合、中国人研究者と

31) 李曙森(1910-1998)は、中国共産党員で著名な教育家と評される。解放戦争時期には教育部社会教育司副司长や高等教育部高等工業教育司司长などを務め、建国後は天津大学副校長や党委書記、名誉校長などを歴任した。文革で迫害されたが、後に名誉回復され、天津大学校長に任じられたほか、政治協商会議委員や全人代代表、政治協商会議副主席などを務めた。

32) 「外交文書閲覧、大幅に制限 = 尖閣『沖縄の一部』報道影響か - システム理由に・中国」(2013年1月30日20時14分配信)時事ドットコム公式サイトより。  
<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201301/2013013000698&g=pol> (2013年3月15日最終確認)。

33) なお、本稿の内容について、日本現代中国学会西日本部会春季研究集会(2013年5月25日・福岡大学)で報告した際、フロアの中国人研究者の方から「単位の紹介状は、単位の責任者が作成したものでなければならず、学部レベルの紹介状で閲覧できないのはやむを得ないのではないか」との指摘を頂いた。

の個人的関係を通じて依頼するのが通常だが、さすがに学長名義の「紹介状」を得ることはほとんど不可能であろう。かかる事情を説明し、再び交渉した結果、長い付き合いとなる某主任は上長に「請示」してくれたが、その回答は結局、閲覧不可というものであった。あくまで筆者の感触だが、外国人研究者、それも日本人研究者に関しては、現時点ではいかなる「紹介状」を持参しても一律に閲覧不可とするよう指示を受けているのではないかとの印象を受けた<sup>33)</sup>。ちなみに、同じ時刻に来館した中国人研究者は、身分証明書を提示することもなく閲覧を認められていた。

これ以上の交渉は無駄だと考えた筆者は、同処主任に改めて名刺を手渡し、「再訪する場合には事前に電話をして閲覧ができそうか確認するからよろしく対応されたい」と伝え、同館を後にせざるを得なかったのである。

## おわりに

まず強調すべきは、現在の中国外交部档案馆開放档案借閱処の閲覧制限が、2012年12月末の「『尖閣』档案」報道を原因として実施されているものではないということである。本稿でも紹介したように、中国外交部は2012年8月末時点ですでに「規定」改訂に踏み切っており、日本人研究者などの档案閲覧は制限される状況となっていた。

当時、研究者の間では、夏以来の档案閲覧制限の強化は、「一八大」の開催を前に情報閲覧統制が強化されているためであり、党大会終了後には速やかに従来の閲覧可能な状況に戻るのではないかという楽観的な憶測がされていた。だが、改めて振り返ってみれば、2012年秋の時点ですでに「尖閣」という文言が含まれる該当文書は閲覧用端末の目録から削除されており、閲覧ができない状況になっていたという情報もあった。

このように考えた場合、すでに2012年8月の「規定」改訂を前に中国外交部は「『尖閣』档案」の存在に気づき、日本政府による尖閣国有化や「『尖閣』档案」報道とは無関係に公開済み外交部档案の再審査を始め、閲覧制限の方向に舵を切っていたと考えるのが適当であろう。ただ、同年末、日本のメディアによって「『尖閣』档案」の存在が大々的に報道され、外交部のみならず、中国共産党や中国政府などに「档案問題」が明確に「周知」されるに至った結果、大幅な閲覧制限を伴う「システム・アップグレード改造」に追い込まれたものと考えられる。

もっとも、開館以来の経緯を鑑みるに、档案の新規公開やこれに伴う閲覧者の増加

---

33) なお、中国の高等教育機関（大学など）の教員資格を有する日本人は2013年7月時点でも档案閲覧が許可されているとの情報もある。

など、外交部上層部や党中央が外交部档案馆に対して関心を持たざるを得ないイベントがあるごとにその時々「規定」の運用が厳格化され、閲覧や複写というわれわれ研究者の研究活動に直結する部分について、いわゆる「放」と「収」が繰り返されてきたことは、本稿で紹介したとおりである。とはいえ、中国共産党の一党支配下で情報統制が行われる現在の中国において、一時期ではあるが、比較的自由に外国人が当代档案を閲覧できたこと自体がイレギュラーなことであったといえるのかもしれない。

その意味において、現在はまさに「収」極まれの状況にあるといえるが、開放档案借閱処が一律に閉鎖されてしまうのではなく、中国人研究者や一部の外国人研究者にはいまだ部档案の閲覧が許可され続けていることを頼みの綱として、いつの時点になるか不明だが、個人的願望も含め、再びわれわれ日本人研究者の档案閲覧にも「放」の季節がやってくることを待ちたいと考えるのである。

なお、本稿は熊本学園大学海外事情研究所平成24年度海外調査研究助成「建国初期中国外交と日中海洋権益問題 中国外交部档案における日中民間漁業協定締結交渉を中心に」ならびに日本学術振興会科学研究費補助金(若手研究(B))課題番号22730151「建国初期中国の対日戦後処理外交 戦後日中新秩序(72年体制)構築に関する研究」(平成22年度~平成24年度)の助成を受けた研究成果である。



## 中華人民共和國外交部開放檔案的現狀 — “規定” 的變化、執行的嚴格化以及查閱限制 —

大澤武司

2004年1月，中華人民共和國外交部開始對外開放檔案（外交文書）。到目前為止共有8萬餘件1949-1965年間的現代中國外交相關檔案得以公開。其中對日關係檔案約1800件，這對於促進20世紀50-60年代中國對日外交的相關實證研究起到了極大的作用。

不過自2012年8月之後，中國外交部對於檔案的查閱進行了大幅限制。外交部原本就對查閱檔案的相關事宜制定了嚴格的《外交部檔案館開放檔案暫行辦法》。該《辦法》規定日本學者查閱檔案時須持有中方合作研究機構出具的介紹信、或者通過日本政府、日本駐華使領館提交書面申請。而實際上日本學者只要持有自己工作單位的圖書館出具的介紹信等材料就能查閱檔案，雖然偶爾也有嚴格執行上述《辦法》的時候，但從未有過被禁止查閱之事。

但隨着領土問題所引發的中日關係不斷惡化，外交部開放檔案可能會危害到中國國家利益之事開始受到關注。受此影響，中國政府及外交部對於開放外交檔案一事的态度變得更加謹慎，自2013年1月之後，對外交部檔案的大部分都採取了限制閱覽的措施，我們日本學者對檔案的查閱更是陷入了近乎絕望的境地。